

市立長浜病院医師事務作業補助業務に係る労働者派遣業務仕様書

1 派遣元

派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、許可を取得した派遣元事業主であること。

2 就業場所

市立長浜病院（長浜市大戌亥町313番地）

電話番号 0749-68-2300

派遣受入事業所

名称	市立長浜病院
所在地	滋賀県長浜市大戌亥町313番地

組織単位

診療科目	内科（血液内科・リウマチ科・腎臓代謝内科・老年高血圧内科・総合診療科・心療内科）、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、皮膚科、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、病理診断科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、放射線科（治療部門・診断部門）、リハビリテーション科
------	---

3 派遣期間

令和7年11月1日～令和10年10月31日

4 就業日

月曜日から金曜日までの毎日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。

休日労働を行なう場合は法定休日のうち月1日を限度とする。

5 就業時間

8時30分～17時15分（休憩時間12時00分～14時00分の間で60分）

※必要に応じて、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令の規定に基づき時間外勤務を命じることがある。

時間外は1日4時間、月45時間、年360時間を限度とする。

6 配属先及び派遣人数

【配属先】

配属先
内科系 (血液内科・リウマチ科・腎臓代謝内科・循環器内科・老年高血圧内科・総合診療科・心療内科・呼吸器内科・呼吸器外科・禁煙・コロナ後遺症外来等)
消化器内科・遺伝子診療科
外科・麻酔科
整形外科・形成外科・アレルギー外来
脳神経外科・神経内科・総合血管病外来・腫瘍内科
心臓血管外科・ペインクリニック
泌尿器科・小児科
皮膚科
産婦人科
眼科
耳鼻いんこう科・睡眠時無呼吸外来
人工透析センター
放射線科
内視鏡センター
欠員補填及び医事課

【派遣人数】

常勤換算 15人 (内常勤8人以上)

7 業務内容

派遣労働者に従事させる業務内容は、医師の指示の下、下記の業務を迅速かつ正確に行なうものとする。下記以外で業務上必要な事項については、その都度監督者(医事課長)が指示するものとする。

(1) 外来での代行入力業務

- ①オーダーの代行入力(検査オーダー、パスオーダー、各種予約等)
- ②問診票の代行入力
- ③各種説明・同意書の出力及び患者への説明
- ④退院サマリ・手術レポートの作成支援
- ⑤紹介状や返書の作成支援
- ⑥診療録等から医師等の投薬等の指示内容の確認及び修正補助
- ⑦病名代行入力
- ⑧その他、外来での診療支援

- (2) 各種診断書等の書類作成支援
- (3) NCD、JND、JOANR その他症例登録
- (4) その他
 - ①学会資料等のデータ管理（リブレのデータ管理含む）
 - ②学会や大学等からのアンケート等調査の補助
 - ③医師の教育や臨床研修のカンファレンスのための準備
 - ④入院・手術のカンファレンスのための準備
 - ⑤救急医療情報システムへの入力
- (5) 上記（1）から（4）に関連する業務

8 派遣労働者の条件

- (1) 医師事務作業補助としての研修を受講した者又は派遣先に従事後半年以内に受講を終了する者。
- (2) 下記の基本的なパソコン操作ができること。
 - ・ワード：文書作成、書式の設定、編集、図表の作成・挿入
 - ・エクセル：データ入力、集計、編集、表作成
- (3) 派遣労働者を無期限雇用派遣に限定する。ただし、60歳以上の場合はこの限りでない。

9 派遣料金の支払い

- (1) 市立長浜病院は派遣元に対して派遣料金を月額で支払うものとし、その金額は派遣労働者1人1時間当たりの単価（次項に定める実働時間がある場合は、次項の規定に基づき算出した額）に当該月の派遣労働者の実働時間を乗じて得た額とする。この場合において、実働時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは切り上げ、30分未満のときは切り捨てる。
- (2) 次の各号に定める実働時間がある場合、当該実働時間に係る派遣労働者1人1時間当たりの単価は、契約金額にそれぞれ次の区分に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。
 - ①1日の実労働時間が8時間を超える場合 100分の125
 - ②休日に勤務した場合 100分の135
 - ③深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した場合は、①中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、②中「100分の135」とあるのは「100分の160」とする。
 - ④①の実働時間及び②の実働時間（日曜日を除く）の実働時間が1か月について60時間を超える場合は、超える部分について、①中「100分の125」とあるのは「100分の150」と②中「100分の135」とあるのは「100分の150」と、③中「100分の150」とあるのは「100分の175」、「100分の160」とあるのは、「100分の175」とする。
- (3) 派遣料金には、通勤手当、労働保険及び社会保険料、諸経費を含むものとする。

10 守秘義務の遵守

派遣元及び派遣労働者は、本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩してはならない。本派遣期間終了後も同様とする。

また、派遣元は、その派遣労働者（その職を退いた後も含む。）が本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩しないよう、派遣労働者に対し周知及び遵守状況の監督その他必要な監督を行なうこととする。

11 派遣労働者の交代

- (1) 派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く本契約の目的を達し得ない場合、市立長浜病院は派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。
- (2) 派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交替する日の30日前までに市立長浜病院に連絡すること。

12 代替人員の確保

派遣労働者が、派遣労働者の休暇や欠勤などの理由により、勤務できない場合には、派遣元は代替の派遣労働者を派遣することとする。

ただし、市立長浜病院が代替の派遣労働者の派遣を必要でないとした場合には、この限りではない。

13 実務研修

令和7年11月1日から業務を円滑に行なうため、派遣労働者の不安を軽減することを目的として、派遣元はその責任において、派遣開始前に派遣予定労働者全員に3日間程度（1日8時間程度）、市立長浜病院において当該業務の実務研修を実施する。この場合、市立長浜病院はこの実務研修に協力する。その費用は派遣元が負うものとする。

この実務研修における日程等詳細については、別途協議の上決定する。

14 引継

- (1) 派遣元は、新たな派遣労働者（代替を含む。）を派遣する場合及び派遣労働者の派遣先での配置替えを行なう場合、当該派遣労働者に対して、市立長浜病院が必要と認める期間、業務の引継を現任の派遣労働者に行なわせるとともに、業務に支障のないよう必要な措置を講ずるものとする。この業務引継に係る費用は、派遣元の負担とする。
- (2) (1)の規定は、派遣元の変更に伴う場合であっても、同様に行なうものとする。

15 その他本仕様書に定めのない事項に関しては、別途協議の上決定する。